

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八百津町長 金子 政則

市町村名 (市町村コード)	八百津町 (21505)
地域名 (地域内農業集落名)	和知地域 (洞、中組、谷、前野、山口、中山、野上下、野上上、大門西、上牧野、上飯田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、町西部に位置する平坦地域であり、昭和40年から60年代の土地改良事業により、圃場整備が行われ、圃場の区画は比較的大きい地域である。木曾川右岸用水が整備されており、水が豊かなため、昔から稲作が盛んであった。
地域内の農業者は、他地域ほど高齢化は進んでいないが、それでも半数以上が70歳以上で、世代交代が進まず、後継者不足は否めない。
先祖代々からの農地を受け継いでいる農家が多いため、農機具が個人持ちで小さく古い。買い替えも困難なため、機械が壊れた時点で離農する農家がいる。
大規模な経営体はならず、営農組合が約30haの作業受託を受けているが、オペレーター等の高齢化が進んでいる。
長年農地を集約してきた農業者が経営規模を縮小する意向により、集積面積が減少することが懸念となっている一方、立地の良い圃場が多いことから、有機農業等の新たな取り組みを行う認定新規就農者が、今後当地域で農地を集積することを期待している。
一部集落には、多面的機能支払制度を実施している組織があり、耕作放棄地対策に取り組んでいるが、組織の農家が高齢化していることに伴い、今後取り組みを継続できるかが課題である。

地域内の主な農産物は、水稻、飼料用作物、粟、サツマイモ、露地野菜である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模な面積を作業受託している営農組合があり、小規模な兼業農家でも比較的管理が容易な水稻を中心とした、多様な経営体による農業が可能な地区である。しかしながら、高齢化や後継者不足が課題であるため、共同作業による負担軽減を進める共に、新たな担い手の確保が必要である。地域の南部は、新規の農業者が参入してきており、今後地域の中心として活躍できるように支援する。地域の中心部は、国道より南側にまとまっている農地があり、交通の便も良いことから、企業等の多様な経営体の参入により、一団として利用できるような環境を作る。

パイプラインがある圃場整備された水田では、主食用米を主要品目とし、引き続き、酒米、露地野菜、施設園芸などにより圃場をフル活用していく。山林周辺の農地では、獣害対策も考慮し農地の荒廃を防ぐ作物を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内にある農用地等で、農業上の利用が行われる区域。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。協議の場においては、担い手不在農地への位置付けや、作業効率向上のための農地の交換を目指し、担い手同士の積極的な話し合い・情報交換を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用により、担い手の事務負担が少ない貸借を目指す。中間管理事業の活用により利用可能となる遊休農地解消緊急対策事業や機構集積協力金、町の集積化支援補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
営農継続のための農業用排水路や農道の整備改良などを国や県の補助金等を活用して行っていく。大区画が可能な地域での基盤整備を実施し、作業の効率化、就農希望者にとって魅力的な地域を作る。また、基盤整備は地元負担の極力ない形での実施を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、可茂農林事務所、農業委員会等が連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に建設事業者において、研修等により農業用機械の操作技術を向上し、幅広い農作業に対応できるようにすると共に、地域の担い手と交流を重ねて気候・土質等の地域性を理解して作業を行えるよう、関係機関が協力し、今後の取組みに向けて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。
新しく有機農業を始めた新規就農者には、今後の担い手として期待する。
ドローンやリモコン草刈り機等のスマート農業技術の活用により、農作業の負担軽減を目指す。